

## 外来生物法に基づくアリ科の特定外来生物の消毒基準等の策定について

### 1. 特定外来生物の消毒基準等の策定に係る検討方針について

ヒアリは平成 29 年 6 月に国内で初確認されて以降、毎年確認が続いており令和 5 年 1 月現在で確認件数は 18 都道府県 92 事例である。また、令和元年に東京港、令和 2 年に名古屋港、令和 3 年に大阪港の地面で大規模な集団が確認された事例に続き、令和 4 年には広島県においてコンテナ内で、70,000 匹以上とこれまでにない大規模の集団が確認されるなど、依然として定着ぎりぎりの危機的な状況が続いている。こうした状況も踏まえ、昨年 5 月に改正外来生物法（以下「法」という）が成立し、これまでの通関前の輸入品やコンテナ等に特定外来生物がいる場合だけでなく、通関前の輸入品等が置かれている土地、施設（倉庫、車両等）に対しても消毒廃棄命令を出すことが可能となった。さらに緊急の対処が必要な「要緊急対処特定外来生物」に指定されるヒアリ類については、通関後の物品、施設、土地等に要緊急対処特定外来生物が付着等しているおそれがある場合には消毒廃棄命令をかけることが可能となった。

これらを踏まえ、外来生物法に基づく消毒廃棄の基準について検討を行う。

なお、ヒアリ類が要緊急対処特定外来生物に指定されることを受け、ヒアリ類を主たる対象とするが、アリ科については薬剤の感受性に大きな差がないことが知られていることを踏まえて、その他のアリ科の特定外来生物（現在、特定外来生物に指定されているのはハヤトゲフシアリ、アルゼンチンアリ、コカミアリ）の基準についてもあわせて検討を行う。

### 2. これまでの検討経緯

#### (1) 消毒廃棄に係る規定の新設について

平成 25 年改正外来生物法により、特定外来生物が付着又は混入（以下「付着等」という。）をしているおそれがある輸入品等の検査や特定外来生物が付着等をしている輸入品等の消毒又は廃棄の命令等が新たに規定された。

それを受けて、平成 26 年 5 月に開催された特定外来生物消毒基準等専門家会合において、輸入品等（植物検疫対象物に限る）の消毒については検疫有害動物が発見された輸入品等の消毒時に、植物検疫官が採用する消毒基準（以下、「植防基準」という。）と同様の消毒基準を採用し消毒する基準とする案について議論がなされ、今後継続してアリ科の薬剤感受性についての情報を収集し、現場での消毒においては順応的に管理することを条件とした上で、同基準を特定外来生物の消毒方法の基準案として採用することでよいと結論づけた。

しかし、植物検疫対象物以外の輸入品等に随伴して侵入するヒアリなどが問題となったことから、その後基準の策定は行われていない。

### **3. 今回の検討課題**

#### **(1) 令和4年改正法による新たな規定の新設について**

令和4年改正法により特定外来生物が付着し、又は混入した輸入品等の検査の権限の拡充を行い、特定外来生物等が付着等しているおそれがある輸入品等の所在する土地又は施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。）についても消毒又は廃棄の命令等の対象とする規定が追加された。

さらに、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるヒアリ類を要緊急対処特定外来生物として指定し、要緊急対処特定外来生物が存在している蓋然性が高い物品、土地、施設等については、通関後も、検査や消毒・廃棄命令等の対象とする規定が追加された。

施行規則において、消毒の基準は可能な限り速やかに、かつ、効果的に特定外来生物等を取り除くことができる基準として主務大臣が告示で定めることとする予定である（改正作業中）。

また、特定外来生物被害防止基本方針においては、消毒又は廃棄の基準に係る考え方が定められている。

これらに基づき、消毒廃棄の基準の対象種及び策定の考え方を、以下のとおりとしたい。

<①法第 24 条の 5 第 3 項に基づく消毒基準>

(通関前の輸入品、土地、施設等に加えて通関後の物品、土地、施設等も対象)

【対象種】要緊急対処特定外来生物のあり科

現在指定予定の種は下記の通り

○ヒアリ類 4 種群 23 種

- ・ソレノプシス・ゲミナタ種群 *Solenopsis geminata* species group 6 種  
(アカカミアリ *Solenopsis geminata* を含む)
- ・ソレノプシス・サエヴィシイマ種群 *Solenopsis saevissima* species group 14 種  
(ヒアリ *Solenopsis invicta* を含む)
- ・ソレノプシス・トゥリデンス種群 *Solenopsis tridens* species group 2 種
- ・ソレノプシス・ヴィルレンス種群 *Solenopsis virulens* species group 1 種

○ヒアリ類 4 種群 23 種に属する種間の交雑個体

【策定の考え方】

輸入品等 (植物検疫対象物に限る)	原則として、 <u>植防基準と同様の消毒基準を採用し消毒。</u>
植物検疫対象物以外の物品等及び通関後の植物検疫対象物となる物品等	対象物ごとに収着率等を定めることが困難であるため、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、植防基準の最も厳しい基準と同様の消毒基準を採用し消毒。 又は、ワンプッシュ式エアゾール剤により消毒。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いた場合において特定外来生物被害防止取締官が消毒後に必要と認められた際には、再度消毒を行う。
土地	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、 <u>これまでの防除事例において実施されてきたベイト剤（IGR 及びフィプロニル製剤）により消毒</u>
施設等	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、ワンプッシュ式エアゾール剤による消毒。

<法第 24 条の 5 第 3 項に基づく廃棄基準>

消毒により要緊急対処特定外来生物を取り除くことが困難な場合に、当該要緊急対処特定外来生物の付着し、又は混入している物品等又は施設を廃棄すること。

<②法第 24 条の 2 第 3 項に基づく消毒基準>

(通関前の輸入品、土地、施設等が対象)

【対象種】 特定外来生物のあり科 (要緊急対処特定外来生物のあり科を除く)

現在指定されている種は下記の通り

- ハヤトゲフシアリ *Lepisiota frauenfeldi*
- アルゼンチンアリ *Linepithema humile*
- コカミアリ *Wasmannia auropunctata*

【策定の考え方】

輸入品等 (植物検疫対象物に限る)	原則として、 <u>植防基準と同様の消毒基準を採用し消毒。</u>
輸入品等 (植物検疫対象物以外)	対象物ごとに収着率等を定めることが困難であるため、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、植防基準の最も厳しい基準と同様の消毒基準を採用し消毒。 又は、ワンプッシュ式エアゾール剤により消毒。 ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いた場合において特定外来生物被害防止取締官が消毒後に必要と認められた際には、再度消毒を行う。
土地	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、 <u>これまでの防除事例において実施されてきたベイト剤 (IGR 及びフィプロニル製剤) により消毒</u>
施設等	特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、ワンプッシュ式エアゾール剤により消毒。

<法第 24 条の 2 第 3 項に基づく廃棄基準>

消毒により当該特定外来生物を取り除くことが困難な場合に、当該特定外来生物の付着し、又は混入している輸入品等又は施設を廃棄すること。

(2) スケジュール (案)

- 令和 5 年 1 月 18 日 : 専門家会合 (1 回目) 開催
- 令和 5 年 2 月 17 日 : 専門家会合 (2 回目) 開催
- 令和 5 年 2 月中旬～3 月中旬 : パブリックコメント (30 日間)
- 令和 5 年 4 月頃 : 告示公布・施行